

要 望 書

大阪府警備業連盟

令和3年11月29日

公明党 代表
山口 那津男 様

大阪府警備業連盟
理事長 榎本 博

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟に対し、格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、警備業全体を取り巻く情勢をみますと、昨年2月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は深刻で、とりわけテーマパークや各種イベントの規模縮小等により警備業務全体が大幅に縮小して業界全体の売上高が減少しておりますが、その反面で大阪の警備業者数は令和2年に約1,200社を超えており、業界としては大変苦しい経営を強いられています。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少傾向の中で、現時点でも低賃金や厳しい労働環境を原因とする慢性的な警備員不足に陥っており、警備員の高齢化状況や女性警備員の圧倒的な不足を踏まえ、今後アフターコロナにおいては、「2025年大阪国際博覧会」等の大型イベントやインバウンドの増大と相俟って、地域の安全・安心を支えるという社会的ニーズに応えることが出来なくなることが懸念されます。

岸田内閣は、「政調と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義を実現していくとされていますが、この実現のためにはまずもってエッセンシャルワーカーとして地域の安全・安心を支えている警備業が、今後とも健全に発展し社会の要請に応えていくことが必要であり、各警備業者が適正な警備料金を確保して経営基盤の強化を図るとともに、働き方改革の推進や賃金引上げ等を通じて警備員の処遇改善を図ることなどにより、若い優秀な人材を確保・育成するとともに最新の技術の活用で警備業を更に魅力ある成長産業にしていくことが喫緊の課題と考えています。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、下記の事項について更なるご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 適正な警備業務の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの業界で求人数が減少している反面エッセンシャルワーカーの需要は大幅に増加しています。

警備業も同じく多くの人材を必要としています。公共事業をはじめ官公庁発注の警備業務の予算編成（予定価格）をするにあたり、警備員不足の解消が図られるよう適正な警備業務の推進にご配慮いただきたい。

(1) 労務単価の引き上げ

緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が発令中でも警備員は現場に出る事が基本となるためテレワークを実施できない典型的な労働集約的産業であり、他の産業と比べ人件費の割合が極めて高い。

加えて警備業は働き方改革に伴う「有給休暇の取得義務化」や「時間外労働の上限規制」や長期化が懸念される新型コロナウイルス感染症対策への対応などコストは増大している。

こうした状況下において受注側企業である警備会社が安定した経営基盤を確立し、社会の安全・安心に貢献する警備業務を遂行するためには、適正な警備料金により原資を確保し警備員の給与、処遇改善や環境の改善を図ることが急務となっています。

各自治体において、警備業務を発注する際に毎年実施している、国土交通省労務単価調査、建築保全単価に基づき積算をしていますが、警備員の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され必要経費分の値引きを強いられる結果、実際に給与として支払われる賃金が低く抑えられている。

※参考

交通誘導警備員A（交通誘導検定1・2級資格保有者）	全国平均 14,287 円 大阪平均 13,700 円
交通誘導警備員B（一般警備員）	全国平均 12,285 円 大阪平均 11,700 円

特殊作業員（全国平均 21,966 円）～交通誘導警備員A相当

普通作業員（全国平均 18,853 円）～交通誘導警備員B相当

※特殊作業員とは、軽機械を運転又は操作する作業員

※普通作業員とは、人材による資材の積み込み等を行う作業員

※警備員の雇用に伴う必要な経費の内訳

労務費	100%
その他人件費（福利厚生費・労務管理費）	23%
必要経費（安全管理費、訓練・教育費、各種資機材）	18%
計	141%

全国平均交通誘導警備員Bと建設普通作業員の賃金格差は、約65%となっており極めて低い単価設定で公共事業受注企業（落札者）が工事請負金額から警備員の雇用に伴う必要経費を取り込んでいます。

私共、警備業界は公共事業をはじめ官公庁関係の警備業務はもとより、花火大会、大型イベント、各種催事等に対して、適時・的確に対応し、かつ良質な警備業務を提供できるよう、優秀な警備員確保に向けて最大限の経営努力をしております。

そのためには警備員の給与等の処遇改善の観点から最低賃金を踏まえ労務単価の引き上げにご配慮いただきたい。

2 入札制度の改善

警備業においてはその材料費となるものは、主に警備業法に基づく警備員の教育費と社会保障を含む環境で、教育は社会教育的要素も含まれるため、現業教育の重要性に鑑み、必要な経費です。当然社会保障は必須で、当たり前のように警備員職務環境を向上させることは質となり、その価値は、時勢におけるユーザー様の要望に応えることとなります。

これが、警備業という社会的経済担保です。

しかし、ご承知の通り、都道府県、市町村が発注する、いわゆる公共事業は、入札で最低制限価格設定基準が非常に低く設定され、その現行の最低ラインにて落札を試みる、「叩き合い」が罷り通るため、そのしわ寄せが警備員単価に反映され、その単価は時として最低賃金を下回るという不当な落札となる。また、それは都道府県より、不当労働と指導が入り、営業が困難とされるケースとなる場合もあります。

突き詰めても警備員の質向上は、顧客に応えるための最低条件であり、その警備員が社会通念上の生活を営むことが出来なければ、警備員数はさらに減る一方です。

つまり、真っ当な社員教育、社会保障を行う業者が苦境に立ち、他方では、それらを行わない業者が潤う事態となり、業界全体の質の低下の原因です。

従いまして、最低制限価格を予定価格の80%～85%以上で設定を頂き、警備業界の健全な労務単価となるようご配慮いただきたい。

3 警備業務の分離発注

都道府県、市町村の建築物等の入札物件及び各種イベントや大規模な会議において、警備業務を含めた一括発注は、受注企業が警備業務部分の費用について、諸経費を差し引いた上、警備業者に委託する構造が固定化し、警備業者は残った費用で警備員の給与、社会保険料、及び資器材費を支払うため、これが警備料金を低価格に抑制し、結果として警備員の所得が他業種と比べて著しく低く、人材不足、高齢化及び後継者不足の要因となっています。

京王線の電車内で起きた殺傷事件や九州新幹線の放火事件など、公共の場での安心安全が脅かされる中、警備業はエッセンシャルワーカーとしての需要は増加していますが、警備会社の低価格化を改善しなければ、継続的に成長するのが困難になり

ます。

令和3年10月に最低賃金を引き上げたことにより、警備業者の経営は益々厳しくなっています。

よって、各自治体等が警備業務のみを警備業者に直接分離発注するよう働きかけをお願いしたい。

以上